

平成26年度 財務定期監査（監査対象：市民参画推進局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>指 摘 事 項</p> <p>(3) 契約に関する事務</p> <p>契約監理課による契約とすべきもの</p> <p>平成 26 年度デジタル複合機の賃貸借及び保守について、年度当初に支出予定金額 30 万円未満として課長決裁で契約を締結し、年度途中で支出予定額を超えたため、支出負担行為書を大幅に増額している事例があった。平成 25 年度の契約も同様に課長決裁で契約し、年間の最終執行額は 30 万円を大幅に超えていた。（広聴課）</p> <p>専決規程の定めは一回の意思決定に適用されるので、デジタル複合機を設置するという意思決定がなされ、前年度実績からそれに係る経費総額が年間 30 万円を超えると予測される場合には、副市長以下専決規程に則り契約監理課による契約とすべきである。</p>	<p>現在の機種は平成 27 年 6 月 30 日でリース期間が満了した。平成 27 年 7 月 1 日以降の契約については契約監理課で契約を行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>指 摘 事 項</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>徴収事務における納期限の設定を適正に行うべきもの</p> <p>徴収事務において、納期限を契約書、協定書、許可書の規定と異なる設定にしている事例があった。</p> <p>契約書、協定書、許可書に則した納期限の納付書を交付すべきである。</p> <p>ア 指定管理者に委託している離宮公園、森林植物園の使用料について、協定書の納付期限と相手方に交付した納付書の納期限が異なっている事例があった。（公園砂防部管理課）</p>	<p>ア 業務の実態に即していない納期限を設定している指定管理の協定書については指定管理者と協議の上、平成 27 年度に協定書の変更協定を締結した。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 支出に関する事務</p> <p>助成金交付において適正な報告書提出を求めるべきもの</p> <p>ア ハイキングコース沿いの美化ならびに保全育成を図り、利用者の快適な利用に資することを目的として、ボランティア活動を行う団体に関する助成など必要な事項を定める毎日登山道等森守（もりもり）ボランティアに関する助成要綱では、ボランティア団体は、事業終了後速やかに、月別活動報告書、収支報告書により助成金交付年度の活動実績を市長に報告しなければならないとされているが、この書類の提出がなされていない事例が複数あった。</p> <p>（公園砂防部森林整備事務所）</p> <p>要綱記載のとおり、報告書の提出を求めるべきである。なお、ボランティア団体が報告しやすいものになるよう、報告書の様式について簡略化なども検討するべきである。</p>	<p>ア これまでも、活動報告書、収支報告書等の提出がない場合、当該団体に対し提出を求め、改善を申し入れてきたところであるが、一部の団体において、提出がなされていない事例があった。</p> <p>不備のあった団体については、改めて申し入れを行い、すべて提出された。</p> <p>なお、実際の活動については職員によるパトロール等により確認しているところであるが、書類の提出がない場合には、助成金の全部または一部を取り消す場合があること等を当該団体に周知していく。</p> <p>平成 27 年 4 月に森守ボランティア全団体が集まる連絡会を行い、必要書類の提出に関し、改めて申し入</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>イ まちの美緑花ボランティアは、まちの美化と健全な地域コミュニティの発展育成の場として資することを目的として、公園等における奉仕活動を行う団体である。</p> <p>本市は、まちの美緑花ボランティアに関する要綱に基づき、ボランティア団体から提出された助成金交付申請書及び活動内容申請書を基に交付決定・助成金の支出を行っており、団体は、事業終了後速やかに、活動報告書を提出しなければならないとされている。</p> <p>活動報告書を確認したところ、一部活動実績が書類上確認できない事例があった。 （中部建設事務所，西部建設事務所，北建設事務所，垂水建設事務所，西建設事務所）</p> <p>活動内容の実態把握を行い，助成金を交付すべきである。なお，ボランティア団体が報告しやすいものになるよう，報告書の様式について簡略化なども検討するべきである。</p>	<p>れた。</p> <p>併せて，書類の簡素化についても検討している。</p> <p>イ 平成 27 年度も引き続き、活動報告書の実績確認については個々の団体に不備があれば訂正，再提出を指導している。</p> <p>また，公園管理会活動がボランティア団体に分かりやすく，継続しやすいものになるように見直し、活動報告に必要な添付書類を減らした。</p>	<p>措置済</p>
<p>(3) 契約に関する事務</p> <p>契約監理課による契約にするべきもの</p> <p>イ 動物の飼料として調達しているオキアミ，パン，その他雑穀類については，月額 10 万円以上の支払いが毎月発生するにもかかわらず，それぞれ月毎の専決契約としている事例があった。 （王子動物園）</p> <p>年間の調達が予定されて，その予定金額が 30 万円を超える場合は事業所長等専決規程に則り，契約監理課による契約（特命随意契約とする場合も契約監理課による特命随意契約）とするべきである。</p>	<p>イ オキアミについては，平成 26 年度に「調達の保障ができない」という理由で，契約監理課による契約ができず，都度，専決発注で対応していた。</p> <p>監査での指摘を受け，オキアミ，その他雑穀類については平成 27 年度より改めて契約監理課による契約とした。</p> <p>パンについては 28 年度より経理契約とした</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>ウ 見積額 997,500 円の「さわれるオブジェ製作」を事業所長等専決規程で課長に専決権限のある修繕と判断し、課長決裁で発注し、修繕料で支払っている事例があった。</p> <p style="text-align: center;">（王子動物園）</p> <p>事業所長等専決規程で課長に専決権限のある修繕は、「建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの」であり、「さわれるオブジェ製作」はこれにあたるという。請負又は調達で処理すべき業務であり、この場合事業所長等専決規程に則り、契約監理課による契約にするべきである。</p>	<p>ウ 指摘を受け、契約監理課と相談の結果、デザイン性のある作品の製作は仕様書で一義的に定義することが難しいため経理契約にはなじまないという結論に達し、請負又は調達ではなく委託契約とすることとした。</p> <p>委託契約では1000万円以下は所属で契約できるため、平成27年度のさわれるオブジェは見積合わせによる委託契約による処理を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>(4) 財産の管理に関する事務</p> <p>土地・建物の管理を適正に行うべきもの</p> <p>イ 公有財産を取得し、又は所管換若しくは所属替をした場合において、当該公有財産を台帳に登載すべき（神戸市公有財産規則）とされているところ、建設局で所管する建物に関し、建物台帳（管財台帳）に登載されていない事例があった。</p> <p style="text-align: center;">（下水道河川部経営管理課）</p> <p>公有財産（建物を含む）を取得等した場合は、台帳（建物の場合は建物台帳）に登載するべきである。</p>	<p>イ 当該建物については、建物台帳へ登載した。</p>	<p>措置済</p>
<p>意見</p> <p>(2) 道路掘削跡復旧工事監督費について</p> <p>神戸市道路占用規則では、道路占用者が道路を掘削後、自ら路面復旧工事を行った場合でも、道路管理者に監督費を納付することとなっている。この監督費は、路面復旧工事終了後、占用者が「道路掘削跡復旧工事検査願」を提出し、道路管理者が納付書を占用者に交付することにより、収納している。</p> <p>ところが、占用者が「道路掘削跡復旧工事検査願」を相当の期間の後に提出する場合があります、監</p>	<p>道路掘削跡復旧工事検査願・監督費算出書の提出が遅れている占有企業者に対しては、これまでも機会あるごとに提出を個別に促してきたところであり、平成27年度においても、各建設事務所管内で開催された工事調整会議（年4回）の場などで注意喚起に努めた。</p> <p>よって、今後は、占有者による速</p>	<p>措置済</p>

平成26年度 財務定期監査（監査対象：建設局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>督費の収納が著しく遅くなっている事例があった。道路管理者として、占有者には注意喚起を行っているところではあるが、工事の期間等は、道路占用許可等で把握できるので、「道路掘削跡復旧工事検査願」の提出が遅くならないよう引き続き占有者への注意喚起に努められたい。</p> <p>また、下水道河川部については、占有者となる場合「道路掘削跡復旧工事検査願」の提出が遅くならないよう注意を払われたい。</p> <p>（道路部管理課，下水道河川部経営管理課）</p>	<p>やかな検査願の提出を願うところであるが、検査願のみに関わらず、様々な機会を活用しながら、引き続き、工事関係書類の早期提出を促していく。</p>	

平成26年度 財務定期監査（監査対象：みなと総局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;">意 見</p> <p>(1) ウミガメエコツアーの実施について ウミガメエコツアーを他の2団体と共催しているが、事業実施や共催者の役割分担等を定めた書類は確認できなかった。 事業実施の意思決定や共催者の役割分担、事故発生時における責任等を明確にするために、施行決議を行い、協定書を締結するなどにより、事業を実施するよう検討されたい。 (空港事業室)</p>	<p>平成 27 年度は、実施団体との間で覚書を締結し、役割分担や費用負担等について明確にした上で、事業を実施した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>指 摘 事 項</p> <p>ア ITへの対応関連</p> <p>(ア) 情報セキュリティポリシーについて</p> <p>情報セキュリティポリシーには、情報資産の守るべきセキュリティ対策が定められており、ウイルス対策、デバイス利用制限、ID・パスワード等による利用者認証、物理アクセス制御、証跡管理（ログの取得）、アクセス権等の管理、緊急時対応計画の策定、セキュリティ実施手順書の作成は全てのシステムが対処するべきものとされている。しかしながら、スタンドアロンであるうえに、USBを使用しない、データを消去しているといった運用をしていることからリスクがないとして、こうしたセキュリティ対策を実施していないシステムがあった。</p> <p>情報セキュリティポリシーは幅広く高度な義務付けとなっており、不知に対して徹底を図る一方で、具体的リスクと対象（システム、人、資産）に着目し、取るべきセキュリティ対策を整理、遵守するべきである。</p>	<p>平成28年3月に、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成27年3月版）」の内容、及び昨年（平成27年）の日本年金機構における個人情報流出事案を受けた、情報セキュリティ対策の抜本的強化を求める総務大臣通知（平成27年12月25日付）に対応すべく、情報セキュリティポリシーを改正した。</p> <p>また、情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて取り組んでいくことについて、副市長（CIO・情報化統括責任者）名で通知（平成28年3月14日付）し、各所属における取り組みの徹底を図った。</p> <p>なお、情報セキュリティは継続的な取り組みが必要であるため、上記に加え、現在、国の方針を受け、インターネットのリスクを分断した、安全な庁内ネットワーク環境の構築に取り組んでいる。スタンドアロンシステムについては、新たな庁内ネットワークの中で、事務処理用PCを使った処理を原則にしていくことが、抜本的な対策になりうると考えているので、引き続き、この取り組みも進めていく。</p>	<p>措置済</p>
<p>意 見</p> <p>ア ITへの対応関連</p> <p>(ア) 情報システム台帳について</p> <p>情報システム台帳では、従来、ウイルス対</p>	<p>平成27年度の情報システム台帳</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>策の有無，デバイス利用制限の有無，ID・パスワード等による利用者認証の有無を記載していたほか，その他のセキュリティ対策についても実施内容を記載していたが，平成26年度のセキュリティ対策にかかる台帳項目は，ウイルス定義ファイルの更新等に削減されている。</p> <p>情報システム台帳に遵守すべき対策を記載することは，情報セキュリティポリシーの定めがどう運用されているかを把握することやセキュリティ対策についての気づきにつながるため，台帳項目について再確認し，セキュリティ対策の効果を上げられたい。</p> <p>(イ) 各局に対するIT支援について</p> <p>ホストコンピュータシステムについては情報化推進部が一元的に管理していたがサーバシステムへの移行や運用は各局での分散対応になるほか，サーバシステムは今後更に各局が業務改善で一層活用し内部統制にも活用していく方向にある。調達，開発，運用段階で，一定の水準で対応しなければならないため，システム化する業務とシステム開発を仕様で橋渡しするプロジェクトマネージャなどの存在が不可欠であり，個々の職員の認識を高め，ノウハウの向上，統制の構築を図ることが必要である。</p> <p>開発，ネットワークやセキュリティ対策などの研修の実施，プロジェクトマネージャなどの育成，幅広い分野での各局に対する支援についてより積極的に行われたい。</p>	<p>の調査（企情第5982号・平成28年2月4日）から，セキュリティ対策に係る以下の5項目を調査対象に追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ実施手順書に基づいたセルフチェックの実施有無 ・セキュリティ対策実施内容 ・ウイルス対策の有無 ・デバイス利用制限の有無 ・システムの管理区域 <p>なお，「ID・パスワード等による利用者認証の有無」の項目については，「本人認証機能」の項目において，確認が可能となっていることから追加していない。</p> <p>各局に対するIT支援については，これまで「情報システム調達ガイドライン」の整備や「情報システム調達審査委員会」の設置などの取り組みを進めてきたところであるが，主に調達段階の支援が中心であったことから，平成27年度からは，開発，運用段階の支援にも注力している。具体的には，共通物品システム，国民健康保険システム，選挙管理システムの開発にあたり，情報システム専門官をはじめとする情報化推進部の職員が開発事業者との定例会に参加し，プロジェクト管理の支援を行っている。</p>	<p>措置済</p>